

活動を支えてください!



昭和の暮らし博物館は、戦後の庶民住宅である小泉家住宅を家財道具ごと保存、公開している博物館です。

「家を残し くらしを伝え 思想を育てる」というくらしの哲学を広く伝えるため、1999年に設立し、2024年に開館25年を迎えました。この活動を未永く続けていくために、2018年より特定非営利活動法人(NPO)となり、ささやかながらも質実剛健に運営を続けています。

こうした文化活動には皆さまのご支援、応援が必要です。
どうか昭和の暮らし博物館の活動を支えてください!

支える方法 1 寄付をする

支援したい金額を右記の口座にお振込みいただくだけです。

登録文化財昭和の暮らし博物館(旧小泉家住宅主屋)の保全、公開など、当館の非営利活動に使わせていただきます。

※ゆうちょ銀行の振替用紙の通信欄、又は振込者名の後に「寄付」とご記入の上、お振込みください。

※10万円以上の寄附金の場合や、庭の手入れ、建物の修繕など使い道を指定される場合は別紙申込書をご記入の上、昭和の暮らし博物館へご連絡ください。遺贈についてもご相談ください。

ゆうちょ銀行

口座名義(寄付・会員)

トクヒ)ショウワノクラシハクブツカン

記号番号

00120-5-293109

支える方法 2 賛助会員になる

年会費1口3,000円を、上記の口座にお振込みいただくだけです。

※ゆうちょ銀行のATMや窓口にある青い振替用紙の通信欄に「賛助会員、口数、金額」をご記入の上、お振込みください。

※会員についての詳細は昭和の暮らし博物館公式ウェブサイトをご覧ください。



昭和の暮らし博物館
公式ウェブサイト

支える方法 3 買って応援する

本やDVD、グッズなどをオンラインショップでお買い求めいただくだけです。

下記URLまたは右のQRコードからアクセスしてください。各種決済可。

<https://showa-museum.stores.jp/> (STORESのサイトへ移動します)



昭和の暮らし博物館
オンラインショップ

1~3のお問い合わせ先:昭和の暮らし博物館

メール:mail@showanokurashi.com URL: <https://www.showanokurashi.com>

住所:〒146-0084 東京都大田区南久が原2-26-19

電話: 03-3750-1808(金・土・日・祝日10:00~17:00)

支える方法 4 不用品で応援する リサイクル募金

裏面の申込書を同封の上、不要品を箱詰めして着払いで送るだけです。

下記「きしゃぼん」のフリーダイヤルでお申込みください。運送業者が着払い伝票を持って集荷に伺います。申込書に記載の取扱品目をご一読の上、ご不明な点は「きしゃぼん」までお問い合わせください。

4のお問い合わせ先:リサイクル募金きしゃぼん

電話: 0120-29-7000(9:00~18:00) URL: <https://kishapon.com/>

Web申込みの場合
この用紙は不要です

リサイクル募金 きしゃぽん 寄付申込書

取扱品目

リユースにつき、次の方が気持ちよく使用できるきれいなものをお送りください。



切手・ハガキ・金券類



貴金属・ジュエリー

金・プラチナ・宝石を含むもの



ブランド品・時計



カメラ・レンズ



本・DVD・CD・ゲーム



骨董・絵画・掛け軸



蒸留酒



トレカ・フィギュア・模型

本は、原則ISBNコードあり、出版から10年位までのもの

万年筆 / 和装小物 / ゴルフ / バイオリン / ギター / スマホ / タブレット / 工具 / 喫煙具 (Zippo) 他、ご相談ください

⚠ 取り扱いできません (入らぬようご協力ください)

タバコ、カビ臭 / 付属品の欠品 / 著しい汚れ、破損

ISBNコードがない本・週刊誌・大型家電・パソコン・プリンター・衣類・着物・家具

個人情報の取扱いについて

下記内容と嵯峨野株式会社ホームページ (<https://sagano.ne.jp/>) の「個人情報の取扱いについて」にご同意の上、ご署名をお願いします。

- 私は、私が所有する物品をリサイクル募金きしゃぽん(運営:嵯峨野株式会社)(以下「きしゃぽん」)に引き渡し、その売却代金を私が指定する活動団体または、きしゃぽんが指定する活動団体(以下「指定の活動団体」)が受領することを了承します。
- 私は、本件物品の現物寄付することが目的ではなく、その売却代金を指定の活動団体に寄付することを目的としています。
- 私は、理由を問わず、本件物品の返還、売却代金の支払いを指定の活動団体およびきしゃぽんに請求しません。
- 私は、きしゃぽんが、本書に記載された私の個人情報をリサイクル募金事業にのみ使用すること、及び指定の活動団体に私の個人情報の共有がないことを了承します。

※ 値段がつかなかったものについて：教育・福祉施設やチャリティ書店でのリユース等、適切にリサイクルします。

※ ご寄付の状況につきましては、書面にてご報告させていただきます。

※ 18歳未満の方は、保護者の方をお願いしてお申込みください。

※ 企業様が企業名で参加される際、企業の規模等により、リサイクル募金の査定価格に消費税の支払いが必要となることがあります。税務で担当と相談しての参加をおすすめします。

お申込み日 年 月 日

寄付先	☒ ご指定の活動団体 【団体名称】 特定非営利活動法人昭和のくらし博物館			web申込フォーム 【ご指定の活動団体】	
	※寄付先の活動団体の口座情報をご記入ください。				
	【金融機関名】 ゆうちょ銀行		【支店名】 019(ゼロイチキュウ)店		
	【口座種別】 普通・ 当座 (どちらかに○印)		【口座番号】 0293109		
	【口座名義】 トクヒ)ショウワノクラシハクブツカン カタカナ			web申込フォーム 【おまかせ】	
	☐ きしゃぽんにおまかせ				
お名前 (自署欄)	フリガナ			送付 ダンボール箱数	個
電話番号			生年月日	西暦	年 月 日
住所	〒				
Eメール					
備考					

〈お申込み・お問い合わせ〉 ☎ 0120-29-7000 (9時~18時)

運営協賛/リサイクル募金きしゃぽん (運営) 嵯峨野株式会社

寄付申込書

_____年 _____月 _____日

特定非営利活動法人昭和のくらし博物館 宛

特定非営利活動法人昭和のくらし博物館の活動に対し下記の通り寄付をします。

寄付金額	金 _____円		
用途の指定 ☑を記入してください	☐	指定なし	
	☐	(1) 登録有形文化財昭和のくらし博物館の保全・活用・公開	
	☐	(2) 資料の調査研究・展示事業（展示・吉井忠の部屋）	
	☐	(3) 資料の収集及び保全・活用事業	
	☐	(4) 教育・普及事業（講座・ワークショップ）	
	☐	その他（ご記入ください）	
フリガナ			
寄付者氏名			
	領収証の宛名となります。団体・法人は団体名・法人名と代表者名をご記入ください		
住 所	〒		
連絡先	電話番号	FAX	
	メールアドレス		
お名前の掲載 ☑を記入してください	☐	可	☐ 不可
	会報にお名前を掲載させていただきます		
領収書の発行 ☑を記入してください	☐	希望する	☐ 希望しない
	当法人への寄付は寄付金控除の対象となりません		
振込先	①ゆうちょ銀行（ゆうちょ口座から振込む場合）		
	口座名義：NPO法人昭和のくらし博物館		
	口座名義カナ：トクヒ ショウワノクラシハクブツカン		
	口座番号：00120-5-293109		
	②ゆうちょ銀行（他行から振込む場合）		
店名：019（ゼロイチキュウ）店			
口座種別：当座			
口座名義：NPO法人昭和のくらし博物館			
口座名義カナ：トクヒ ショウワノクラシハクブツカン			
口座番号：0293109			
寄付申込書送付先 ・問合せ先	特定非営利活動法人昭和のくらし博物館 〒146-0084 東京都大田区南久が原2-26-19 電話、FAX：03-3750-1808 メールアドレス：mail@showanokurashi.com		

事務局使用欄	申込書受付け・日付		振込確認日	領収書送付者・日付		寄付金名簿

寄付金取扱規程

本規程は、特定非営利活動法人昭和のくらし博物館の寄付金の取扱いについて規定するものである。

(目 的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人昭和のくらし博物館（以下「当団体」という）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄付金 個人または団体から使途を特定されないで受領する寄付金
 - (2) 特定目的寄付金 個人又は団体から使途を特定される形で受領する寄付金
- 2 この規程における寄付金には金銭のほか金銭以外の財産権を含む。

(一般寄付金の募集及び使途)

第3条 当団体は常時一般寄付金を募ることができる。

2 一般寄付金は、当団体の定款第5条に定める特定非営利活動に係る事業に使用する場合、事業遂行に必要な管理費にも充当する。

(特定目的寄付金の募集及び使途)

第4条 当団体は常時特定目的寄付金を募ることができる。

2 特定目的寄付金は、定款第5条の特定非営利活動に係る事業のうち特定の事業に使用することとして、理事会に年間計画を諮り、適切に使用する。なお、使用の範囲には当該事業を遂行するための管理費も含まれる。

(受領書等の送付)

第5条 一般寄付金又は特定目的寄付金を受領したときは、受領を証明する書類を寄付者に送付するものとする。

2 前項の受領を証明する書類には、当団体の事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(寄付金に係る結果の報告)

第6条 寄付金による事業成果や効果等を寄付者に報告するものとする。ただし、ウェブサイト等への公開をもってこれに代えることができるものとする。報告の形については別途定める。

(遺贈及び相続財産からの寄付)

第7条 遺贈、相続財産からの寄付及び信託等の仕組みを利用した寄付についても、本規程を準用する。

2 遺贈又は相続財産からの寄付を受け入れるにあたっては、当団体は理事会及び弁護士や税理士等の専門家に適宜助言を求め、遺贈者又は寄付者の想いの実現を図るよう努める。

(寄付金の受入の制限)

第8条 当団体は、寄付金が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄付金の受入を辞退し、寄付者又はその継承人に対して、受領した寄付金を返還することができる。

- (1) 法令又は定款に抵触するとき
- (2) 寄付金の受入れに起因して、当団体に著しい負担が生じるとき
- (3) 当団体の業務執行上支障があると認められるとき、又は当団体が受け入れるには不適当であると認められるとき
- (4) 寄付金を受け入れることにより、当団体の業務、財政又は名譽に負担又は支障が生じると認められるとき、その他寄付金が定款第3条の規定に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき
- (5) 次の各号に掲げる事項に当てはまると判明したとき

- ① 暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）からの寄付の申し出の場合
- ② 会社その他の法人からの寄付の申し出の場合で、その法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものを含む。）が反社会的勢力である場合

(情報公開)

第9条 当団体が受領する寄付者名簿については、「特定非営利活動促進法」（平成10年法律第7号）（令和2年法律第72号による改定）第54条第4項に従い、前事業年度の寄付者名簿について閲覧の請求があった場合には、閲覧を拒否できる正当な理由がある場合を除いて、これを当団体の事務所において閲覧の措置を講じるものとする。

(その他)

第10条 本規程に定めるもののほか、寄付金の取扱いに関して必要な事項は理事会が別に規則を定めることとする。

(改 廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

1. 本規程は、2025年3月1日から施行する。